

三井京両替店による

慶応元年家康二五〇回忌法会国役金御用

松浦智博

はじめに

- 一 国役金御用の概要と特徴
- 二 近江国内における国役金徴収の実相
おわりに

はじめに

本稿は、慶応元年（一八六五）に日光で挙行された、徳川家康二五〇回忌の遠忌法会にかかり、翌年から近江国内に賦課され、三井京両替店が上納に関わった国役金について、賦課から送金までの過程を可能な範囲で明らかにし、最幕末における幕府権力の特質を検討する素材とするものである。三井京両替店が関与していたことは、すでに『三井事業史』において賀川隆行が述べており、古くから知られていたが、⁽¹⁾ 詳細な過程までは言及されていなかつた。賀川は、三

井が請け負った諸種の御用について概括しているが、個々の御用の内容を掘り下げて検討する余地が残されていることは、他の御用にも共通して指摘できる点である。幸い、慶應元年の国役金御用は、その経緯を記した「日光御法会国役御割賦御用留」⁽³⁾（以下「御用留」と略記）一冊が残されており、以下、本稿の叙述は典拠を註記しない限りすべてこの史料に基づく。

家康以来、歴代の将軍を祀る日光東照宮での祭祀については、当然のことながら宗教史・思想史・政治史などの視点からの研究が中心を占める。⁽⁴⁾ 関東においては、日光社参が村落社会に及ぼした影響を明らかにした成果が豊富に存在するが、日光との関係が関東ほど目立つて現れない他地域においては、こうした視点は希薄にならざるをえない。しかし、筆者は既発表の論考において、明和二年（一七六五）の家康一五〇回忌法会の際に、京都から日光へと向かう特権的通行が近江国中山道で急増したこと、⁽⁶⁾ 文化一二年（一八一五）の家康二〇〇回忌法会の際に将軍の名代御用を勤めた彦根藩領の村々が助郷役負担を半年間免除されたことなどを指摘しており、これ以外にも、日光での祭祀が関東以外の地域にも何らかの影響を及ぼした事例は比較的容易に検出できると思われる。また、検討時期も近世前期から中期を中心とするものが多く、幕末の法会に関しては、時の将軍家茂が江戸にいなかつたという事情もあってか、精緻な政局分析が進められるかたわら、重要な論点として顧みられること自体が少なかつた。しかし、本論で述べるように、近江国内において部分的であるにせよ国役金の上納は行われているのであり、このこと自体正に位置づける必要があろう。

日光法会にかかる国役金に限らず、最幕末期に幕府権力がどれほど機能したかは、それ自体大きな検討課題である。たとえば久留島浩は、備中の幕領を主要な検討対象として、幕長戦争において物資の調達や夫役の動員が、組合村——惣代庄屋制を媒介として機能していたことを明らかにし、近世後期以来の地域運営を成り立たせてきた枠組みが幕末期においても機能していたとの見通しを示した。⁽⁸⁾ 久留島は夫役動員に際しての論理として、千石夫などの豊臣政権以来の枠

組みが存在したと述べ、近世初期以来の役の体系に強く規定されて幕末期の役賦課が行われたことを主張した。⁽⁹⁾ 久留島の研究は、幕領支配に関する研究成果自体が乏しい研究状況のなかで、基礎的な実証研究を積み重ねながら構築されたものであり、後年の研究に与えた影響も含めてその重要性に疑いはないが、高木昭作の枠組みに依拠する形で展開された近世初期以来の役賦課の枠組みに関しては、現時点での研究水準を踏まえるとは是認できない。⁽¹⁰⁾ もっとも、これはひとり久留島のみに帰せられるべき点ではない。幕藩制国家論と呼ばれる研究動向のもとで多くの成果が挙げられた分野のうち、対外関係史研究や天皇・朝廷研究では、近世中後期以降までも対象にした成果が出されている一方、近世後期以降の地域支配を取り扱った研究において、国家論における論点との接合を明示的に展開したのは、久留島以外にそれほど多く認められないためである。おそらくこれは、国家論登場以前から村落史研究が重厚な研究蓄積を持ち、すでに一定の方法論や分析視角を獲得していくがゆえに生じた現象であると理解する。単に個別事例を積み重ねるだけで高木久留島間の懸隔を埋めることはできないと思われるが、上方地域を対象とする研究で提示された、役遂行の媒介者や所領支配の枠組みなどの論点を念頭に置きつつ、三井の史料から幕末期の役実現の過程を明らかにしたい。

さて、三井家が請け負った幕府御用について検討する際には、御用請負と経営との関係を視野に入れて論じることが正当な手法であるが、残念ながら現時点での筆者にはその用意がなく、さしあたってはこれまで注目されてこなかった事例の紹介に徹することとした。幕末の京両替店は、本稿で取り上げる日光法会国役のみならず、将軍の上洛や京都守護職関係など、当時の政治情勢に規定される形で多くの御用を請け負っており、これらを総括したうえで経営への影響を考えるのが、今後とりうる道筋であると考える。

(1) 『三井事業史』本篇一（三井文庫、一九八〇）、六二九頁。

(2) 賀川隆行『近世三井経営史の研究』(吉川弘文館、一九八五)、三二一~三七頁。

(3) 『三井家記録文書』本二一四(三井文庫所蔵)。

(4) 代表的な成果として曾根原理『徳川家康神格化への道』(吉川弘文館、一九九六)、同「徳川家康の年忌儀礼と近世社会」(『季刊日本思想史』七八、一〇一二)など。

(5) 大友一雄「日光社參と身分」(『関東近世史研究』一八、一九八五)、椿田有希子『近世近代移行期の政治文化』(校倉書房、二〇一四)。

(6) 松浦智博「一八世紀柏原宿における村方騒動と役負担」(『日本史研究』七四九、二〇二五)、一四頁。

(7) 松浦智博「近世後期の助郷役と個別領主」(『日本史研究』七二七、二〇二三)、一〇三頁。

(8) 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』(東京大学出版会、二〇〇一)。

(9) 前掲はじめに註(8)久留島『近世幕領の行政と組合村』、一二三二頁、同「近世の軍役と百姓」(『日本の社会史』4 負担と贈与)岩波書店、一九八六)、二七八頁。

(10) 高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇)。

(11) 近年では、牧原成征『日本近世の秩序形成』(東京大学出版会、二〇一三)が高木説への批判として挙げられるであろう。

(12) 村田路人『近世広域支配の研究』(大阪大学出版会、一九九五)など。

(13) 賀川隆行『江戸幕府御用金の研究』(法政大学出版局、二〇〇一)はこうした視点による重要な成果である。

一 国役金御用の概要と特徴

本章では、従来概略しか触れられてこなかつた慶応元年日光法会にかかる国役金御用について、その過程を整理するとともに、最幕末期ゆえの特質をいくつか抽出する。日光における家康の遠忌法会は、寛永九年（一六三二）の一七回忌以降、寛文五年（一六六五、五〇回忌）、正徳五年（一七一五、一〇〇回忌）、明和二年（一七六五、一五〇回忌）、文化一二年（一八一五、二〇〇回忌）、慶応元年（一八六五、二五〇回忌）に行われている。いずれも、彦根藩井伊家が将軍の名代として日光に派遣されていることが明らかにされており、先に指摘した彦根藩領における助郷役の一時的な免除はこの対価として認められたものである。

確認できる限り、法会にかかる負担を国役として遠隔地にも賦課していく動きは、文化一二年に導入されたものようである。このときには、日光道中などの宿駅・助郷への手当金に充当すべく、武藏・相模・安房・上総・下総・上野・下野・常陸・信濃・伊豆・駿河・三河・遠江・美濃・伊勢・近江の計一六ヶ国に国役金が賦課された。⁽²⁾ 地域の枠組みとしては、関東諸国と尾張国を除く東海道・中山道沿いが賦課の対象となつており、少なくとも近江国における国役金の徴収御用はこのときも三井が請け負つている。明和二年には関東近隣の村落を増助郷に指定しようとして、大規模な伝馬騒動を惹起したことが知られており、文化度法会から国役金賦課へと方法を切り替え、より広い地域に薄く負担を課そうとしたものとみられる。国家的行事に際して広く国役金を賦課する方法は日光法会以外にもみられたものであり、⁽⁴⁾ 日光法会のみが特異な賦課形態をとつていたというわけではない。すでに賀川隆行が示したように、三井京両替店は、山城・大和・近江の村落に課せられた国役金の御用を担つており、⁽⁵⁾ 日光法会で三井が御用を請け負うことになつたのは、それらの先例や実績が前提として存在したと考えてよからう。

2 国役金御用の拝命

本節から、慶応元年日光法会国役金御用の経過について整理する。慶応元年四月に挙行された法会にかかる国役金に關して、三井が御用を請け負うことになったのは、確認できる限り同年一二月が最初である。

【史料1】（傍線・傍注はすべて筆者による。以下同様）

一大橋源吾殿・真壁廉之助殿ともに京都町奉行所与力

（6）
一月右掛改御用相願度趣之願書差出有之候、尤其節者其元并嶋本三郎九郎方江被仰付候、此度者嶋本方當時之成行
二付其元一手江被仰付候積、先規之通願書序二差出可申旨被仰聞候付難有段申述引取申候

慶応元年一二月一一日、京都町奉行所勘定方与力の大橋と闕所方与力の真壁から、日光法会の国役金について召し出しがあり、京両替店手代の藤田和三郎が大橋のもとに赴いた。藤田はこのとき京両替店の組頭、翌慶応二年には支配格に昇進し、この日光法会国役金一件に關する町奉行所との折衝を中心になって引き受けている。大橋によれば、文化二年の二〇〇回忌にも国役金御用拝命の願書が提出されており、そのときは三井のほかに両替商嶋本三郎九郎にも命じたが、今回は三井のみに命じるつもりであり（以上傍線部）、先例に従つて願書を提出するよう、というものであつた。これを承けて、正式に御用を拝命するのが、次の【史料2】の同月一六日のことである。

【史料2】

一御掛り大三郎助江切紙を以相達候義有之旨、今九時名代中之内壱人御差出可被成旨申來候付、則右刻和三郎罷出候処、入江吉兵衛殿・大橋源吾殿御立会之上左之通

三井三郎助江

当四月日光

御法会ニ付日光道中筋・東海道・中山道共宿々継立人馬、其外御手當被下候御入用近江国外十五ヶ国国役高掛り相成、^①当丑うし來ル已迄五ヶ年之間一ヶ村々高百石ニ付一ヶ年分金壱分永百六拾九文宛相掛り候間、近江国高嶋郡・神崎郡・栗太郡・愛知郡・浅井郡・野洲郡村々ら相納候役金掛ケ改申付候、尤納相済候ハ、一ヶ年限可届出候

一右国役金江戸御金蔵納ニ相成候間、為替御用申付候

十二月

右御書付相渡被成、且嶋本三郎九郎方よりも願出候付、右之通郡分ケニ致し割渡、都而文化度之振合申渡候段被仰渡候付難有段御礼申上候、且御取立いつ頃より相始り候哉之段相伺候所、未取調行届不申、何れ早春ニ相成可申段被仰聞候、依之引取掛ケ勝手江罷出御礼申上引取申候

この時点をもって、三井京両替店は、日光法会に際しての日光道中・東海道・中山道の継立人馬などへの手当として、近江国のうち高島郡・神崎郡・栗太郡・愛知郡・浅井郡・野洲郡の六郡の村々から、一年あたり高一〇〇石につき金一分・永一六九文を、慶応元年から五年間にわたって納めさせること（傍線部①）、取り立てた国役金の江戸御金蔵への送金（傍線部②）を命じられた。【史料1】とは異なり、嶋本三郎九郎からも願い出があつたので、近江国内で担当郡を分けたことも判明する（傍線部③）。

【史料2】で注意されるのは、国役金の取り立てはいつ頃から始めるのか、という藤田からの問い合わせに対し、まだ取り調べが行き届いておらず、早春になるだろうとの回答がなされたことである（傍線部④）。家康の没年が動かない以上、この年の四月に二五〇回忌法会が行われることは事前に想定されたはずであるから、この国役金賦課が十分な計画性を

もって行われたものではなかつたことを示すものとして解釈することができよう。続く一二月一八日条では、「後藤・常是・銀座包諸入用」すなわち徴収した国役金銀の上納に關して発生する費用を町奉行所から尋ねられ、大川筋普請や朝鮮人・琉球人国役、文化の日光法会などの先例をもとに、銀一貫目あたり七匁（〇・七%）を村々から受け取つてゐる、と回答している。不定期に発生するその他の御用はともかく、毎年畿内村々に賦課される性格のものであつた大川筋普請国役について町奉行所が把握していなかつたとは考えにくいため、日光法会の国役金上納にかかる費用が大川筋普請国役金に準じていたことを、当時の町奉行所が把握できていなかつた、あるいは把握しようとしていなかつたと理解することができよう。これらはいづれも、文化度日光法会にかかる国役金賦課の前例を、慶応期の京都町奉行所が把握できておらず、当該期の上方をとりまく政治情勢も相俟つてか、事前に十分な計画を練つて慶応期の国役金賦課が行われたわけではなかつたこと、他の国役金御用も請け負つてゐる三井に依拠することで国役金賦課を遂行することができたことを示唆するものである。

【史料3】

3 金銀相場の混乱

国役金徴収の動きが具体化するのは、慶応二年八月に入つてからである。八月二三日、三井・嶋本が京都町奉行所に召し出され、近江国村々へ触を廻達することを伝えられた。

一御掛りより三郎助并嶋本三郎九郎江差紙を以今九時西御役所江罷出候様申来候付、則和三郎罷出候処、奥村修藏
殿・菊池東三郎殿・大橋源吾殿御逢、去丑年相達候御割賦金近江国六郡之分來月十五日限最寄村々申合、惣代を
以役金可致持參候間、役高引合金子受取可申、尤銀納之分者去丑十二月廿九日相場九拾八匁五厘之割を以相納候

等、則為心得村々江御差出相成候御触面之写相渡可申段被仰御渡二付請取之候、諸事文化度之振合相心得入念可
相勤旨被仰渡、掛屋帳年延之分壱冊、五ヶ年分・当年皆納之分壱冊御渡被成、役高合何程、此金何程、銀ニして
何程与申儀ゞ上ヶ、一両日中二書付可差出候而被仰聞候付、畏候段右御礼申述引取申候、則村方江之御触面之写
左之通

去丑年四月日光

御法会二付右道中筋継立人馬其外江御手当被下候御入用、近江国之内宮門跡・堂上方家領并御朱印地寺社領、
其外前々より訛有之高掛諸役免除相立候分、且右宿場定助郷・渡船川越等相勤候分者相除、当分助郷之類者
壱ヶ年之内十ヶ月以上相勤候ハ、勤高其年分相除、都而拝領高込高改出、新田高共左ニ記置候村高江先達而
相触候通去丑年迄來ル已年迄五ヶ年之間国役金相掛候付、去丑年分高百石ニ付金壱分永百六拾九文宛之積、
銀ニ而相納候分者去丑十二月廿九日之金相場壱両ニ付銀九拾八匁五厘之割を以納申付候間、來月十五日迄之
内向寄村々何ヶ村ニ而も可成丈ヶ申合、惣代ヲ以役金請取所江持參帳面ニ引合、請取切手可取之候、若改出
新田高等帳面ニ洩候村方有之候ハ、其趣書付京都奉行所江相断得差図、右割合之通請取所江可差出事
一右役金相納候後、地頭限請取切手取揃、京都奉行所江差出一紙手形ニ引替候筈二候間、右切手取之候ハ、不
洩様早々地頭々江可差出候、尤其段村々京都奉行江届出ニ不及候事

右之通令承知、庄屋・年寄名印形いたし帳面早々相廻し、不残廻済候ハ、京都奉行所江可持參もの也

寅八月廿三日

（滌川元義、京都西町奉行
主膳
（大久保忠惣、京都東町奉行）

近江国何郡村々

京都町奉行所へと赴いた藤田和三郎は、三井が担当する近江六郡の国役金について、九月一五日までに賦課対象村落から物代をたてて持参させるので受け取ることを命じられ（傍線部①）、銀目で納入されたものは前年一二月二九日の相場である一両あたり九八・五匁を基準に換金することとして、京都町奉行所から村々に廻達された触の写を受け取っている（傍線部②）。触の文面では、あくまで村々の側で換金して納めることが求められているように読めるが、後述するように、京両替店の慶応三年「金銀出入帳」⁽⁸⁾をみる限り、実態としては銀目での納入は少なくない比重で行われており、幕府御金蔵へ納めるためにそれらを換金する掛屋としての役割が、三井・嶋本らの両替商に求められていたとみられる。また、この史料では、どのような村々が国役金賦課を免れたのか（傍線部③）、国役金上納の一連の手続きにおいて、個別領主がいかなる位置にあったのか（傍線部④）を示す記述がみられるが、これらについては次章で改めて触ることにしたい。まずここで問題としたいのは、周知のことく当該期が貨幣相場が大きく変動した時期にあたることである。

【史料4】

（慶応二年二月）
同十八日

一右二付今日和三郎罷出、菊地氏面会之上、右ハ一地頭宛一固ニ仕金詰ニして相納候而者、金買入上納可仕次第二付右相庭違之處、請取置候銀者昨丑十二月村方江御触面通り之相庭九拾八匁五厘ニ而請取、此節百七匁代迄も相庭上り候付、余程之金違相成、右出所無御座迷惑仕候付何卒御出方御下ヶ相成不申哉、左も無之候ハ、請取候金之分者金三而、銀之分者銀三而其併上納可被仰付歟、此辺共勘弁宜御執計被成下度段申述候処、尤之次第二候

得共、先規文化度之節も右之取計ニ有之段被仰付、文化度者相庭差而喰違無之、其時代者聊之違ニ而疎も今時ニ
釣合不申旨申述候処、尤夫故之事ニ候得共右金違之處何分御役所より出方と申而者無之、何れ村方より為出不申候
は而者不筋之次第、依而右損毛其元共迷惑ニ候ハ、凡之処金違相成候損毛高書付ニ認、嶋本方示合同様願書差
出可被申、其上取計可糺旨被仰聞候付、宜相願候段申述引取申候

十二月廿日

一右二付嶋本方ニも申達、同意ニ付則菊池氏より被仰聞候趣を以書付左之通

乍恐以書付奉申上候

日光国役御割賦金之内近江国高嶋郡外五郡村々より相納候役金銀掛改 御用私方江被 仰付候分上納之節者、
御一地頭宛相固金詰ニメ上納可仕旨被 仰渡奉畏候、然ルニ右者役金請取申候節一ヶ村限金者分止ニメ端永
代銀三而請取、御一地頭ニ数ヶ村有之向も都而一ヶ村壹口之請取方ニ付、永代銀多分相溜り有之、右を金詰
上納仕候得者、請取候分者御触面通昨丑十二月廿九日之金相場壹両ニ付銀九拾八匁五厘之割ニ而此節相場百
七匁代迄も操上り候儀ニ付、右請取置候銀を以金ニ打替上納仕候得者、相場金違ひ大凡見積五百目余之喰違
ニ而此出方無御座、全損毛相立候付、上納高御取極相成候ハ、猶疑与勘定可仕候間、右損毛高御下ケ渡可被
成下候歟、請取候保金者金、銀者銀之保上納被 仰付可被下様仕度奉存候、尤此前文化度之節者金相場聊厘
毛位之差狂ニ而當節引格相成不申候付、何卒右願之通御聞届被成下候様奉願上候、以上

寅十二月

三井三郎助無印

御割賦掛御役人中様

慶応元年末には一両あたり九八・五匁だった金銀相場が、翌慶応二年一二月一八日の記述によれば一両あたり一〇七

表1 慶応2年分国役金納入
一覧

日付	入金(両)	入銀(匁)
8月 16日	1. 5000	12. 4180
8月 18日	7. 5000	4. 0450
8月 21日	10. 2500	6. 0230
8月 26日	15. 2500	13. 4380
8月 30日	0. 2500	7. 2500
8月 30日	6. 2500	24. 9150
9月 8日	40. 5000	87. 5680
9月 13日	49. 0000	69. 4540
9月 20日	46. 5000	17. 2440
9月 29日	177. 2500	74. 6690
9月 29日	65. 0000	26. 0920
10月 10日	25. 2500	29. 6290

典拠：慶応3年「金銀出入帳」（「三井家記録文書」 続1100乙）

々にまで変動している（傍線部①）。このことは、銀目で納入された部分を換金して上納する三井にとって負担増を意味したため、同月二〇日、損失額の補填ないし納入された貨幣形態のまま上納することを求めた（傍線部②）。ただし、「御用留」には別筆による註記がなされており、その記述によれば、同じ御用を担った嶋本との調整の結果、この願書は取り下げられている。出願内容を通すために必要な手続きを聽取した結果、煩雑な手続きを踏んでも願い出ることを嶋本側が忌避したものとみられる。このように、幕末特有の経済状況が、御用会にかかる国役金徴収が実現された面がある。

4
納入から送金の過程

筆者が確認できた限り、近江国村々から三井京両替店への国役金納入が行われたのは、慶応二年・三年の二年間（それぞれ慶応元年分・二年分の国役金）、江戸御金蔵への送金が行われたのは慶応三年八月（慶応元年分国役金）の一度に過ぎない。本来五年間に分けての上納が予定されていたところ、それが部分的にしか達成されなかつたのは、いうまでもなく徴収された国役金の終着点にあたる幕府そのものが倒壊したことによる原因がある。

前節でも触れたが、慶応三年の「金銀出入帳」から、同年八月から一〇月にかけて納入された慶応二年分の国役金銀を抽出することが可能であり、それをまとめたものが【表1】である。各村が金目・銀目どちらで納入するかはまちまちであったことがここから窺えよう。対して、三井が慶応元年分・二年分に賦課対象地域の所領ごとにどれだけの上納

がなされたかを書き上げ、京都町奉行所に提出した史料によれば、村々への触の文面にあるとおり、金目での上納を原則とし、端数にあたる永納分を銀目で上納したとされている【表2・3】。繰り返しになるが、金銀相場の変動による負担は両替商に転嫁されることで解消された。なお、慶応三年「金銀出入帳」には、七月一七日から一二月晦日まで、毎日の金銀相場も記録されている。三井は、八月八日に「日光御割賦方」の名目で銀四貫二二・八八匁を金四三両二分へと引き替えており、これは前日の相場である一両あたり九二・二匁が適用されたようである。三井の上納額全体からみれば大きな割合ではないが、相場の動向によっては負担を軽減することも理論上可能であった。

三井に納入された国役金銀は、このような換金過程を経て京都町奉行所の日光御割賦掛のもとへ上納され、それから江戸御金蔵への送金が行われるという手順を踏んだ。すでに賀川隆行が述べているように、慶応二年に三井が上納した国役金の合計額は、金九九三両三分、永納分の銀六五〇・〇〇一匁であるが、慶応三年に御為替を組んで江戸に送金されたのは金一八一七両二分、銀六二六・〇六匁にのぼる。⁽¹⁾「御用留」によれば、三井のもとに納入されてきたものから筆墨紙代を引いた金九七〇両一分一朱、銀四五・一二一九三五匁に加え、「加賀惣」が預り手形を出した金八四七両三朱、銀一七四・八四五六五匁が加算されたものが江戸への送金がなされた総額になる。この「加賀惣」については、幕末の物価高騰時に米を拠出した加賀屋惣三郎なる商人が確認できるものの、それ以上の詳細は現時点では不明である。⁽²⁾ゆえに推測の域を出ないが、三井に納入されたのに迫る金額であることから、嶋本に納入された近江国他地域からの国役金がこれにあたるのではないかと考える。この推定が妥当だとすれば、二手に分けて徵収された慶応元年分の近江国村々からの国役金は、最終的には三井が一括して江戸への送金を行ったものと整理することができる。以上のような一連の手続きが完遂されたのは、すでに述べたように慶応元年分のみであり、慶応二年分は京都町奉行所への上納まで行われたものの、江戸送金の記録は確認できない。上納された合計額も金五五八両三分、銀三八三・七三一匁で、前年の三分

表2 慶応元年分国役銀上納所領

区分	領主	役高（石）	村数	金（両）	永（文）	永納分代銀（匁）
「丑年納之分」	大和郡山藩	32, 286. 45565	65	135. 250	30. 249	2. 966
	膳所藩	23, 629. 28100	93	99. 000	6. 687	0. 656
	大溝藩	16, 172. 03446	34	67. 750	10. 824	1. 061
	大津代官（幕領）	13, 108. 27540	94	54. 750	173. 390	17. 001
	川越藩	11, 503. 31786	27	48. 000	198. 902	19. 502
	淀藩	10, 180. 91552	38	42. 500	158. 036	15. 495
	三河吉田藩	8, 430. 86100	21	35. 250	75. 380	7. 384
	西郷新太郎	3, 494. 33843	7	14. 500	141. 278	13. 852
	三枝宗四郎	3, 465. 43008	5	14. 500	20. 152	1. 976
	渡辺虎之助	2, 879. 55597	15	12. 000	65. 340	6. 407
	上田鎌次郎	2, 686. 22977	7	11. 250	5. 303	0. 520
	宮川藩	2, 447. 68849	6	10. 250	5. 815	0. 570
	加賀藩	2, 423. 94200	3	10. 000	156. 317	15. 327
	酒井肥前守	2, 304. 68770	10	9. 500	156. 641	15. 359
	土岐若狭守	1, 865. 94805	3	7. 750	68. 324	6. 699
	狹山藩	1, 638. 08600	5	6. 750	113. 580	11. 137
	仁正寺藩	1, 380. 09470	2	5. 750	35. 991	3. 529
	横田権之助	1, 177. 72530	3	4. 750	155. 338	15. 231
	根来栄三郎	1, 161. 55401	5	4. 750	116. 911	11. 463
	福知山藩	1, 020. 13900	4	4. 250	24. 382	2. 391
	木下辰太郎	954. 87240	9	4. 000	0. 914	0. 090
	最上出羽守	908. 65000	1	3. 750	57. 244	5. 613
	仙台藩	817. 15600	2	3. 250	173. 884	17. 049
	棚倉藩	796. 05700	2	3. 250	87. 364	8. 566
	朽木五郎左衛門	668. 30000	1	2. 750	50. 177	4. 920
	彦坂三太夫	571. 37660	4	2. 250	144. 068	14. 126
	織田主計	529. 40000	2	2. 000	218. 186	21. 393
	渡辺久三郎	492. 14840	9	2. 000	62. 102	6. 089
	渡辺鎮之丞	491. 17150	9	2. 000	58. 009	5. 688
	信楽代官（幕領）	415. 49448	4	1. 500	240. 922	23. 622
	諫訪部貫之助	386. 14360	3	1. 500	117. 942	11. 564
	菰野藩	324. 23100	3	1. 250	108. 528	10. 641
	伏屋七之助	251. 70884	3	1. 000	54. 660	5. 359
	能勢日向守	247. 33600	2	1. 000	36. 338	3. 563
	妻木久之丞	232. 00000	1	0. 750	222. 080	21. 775
	小野鉄次郎	118. 63900	2	0. 250	247. 097	24. 228
	高木伊勢守	106. 61800	1	0. 250	196. 729	19. 289
	諫訪部龍藏	62. 94420	3	0. 250	13. 736	1. 347
	施薬院	18. 95800	2	0. 000	79. 434	7. 789
「五ヶ年皆納之分」	山上藩	4, 571. 91810	14	95. 750	31. 684	3. 107
	渡辺丹後守	2, 714. 79530	9	56. 750	123. 165	12. 076
	滝川斧太郎	2, 288. 28316	4	47. 750	189. 532	18. 584

(表2のつづき)

区分	領主	役高（石）	村数	金（両）	永（文）	永納分代銀（匁）
「五ヶ年皆納之分」	朽木龜六	2,248.50100	7	47.000	106.096	10.403
	織田織之助	1,156.65500	3	24.000	231.922	22.740
	朽木鉄五郎	980.60300	2	20.500	43.633	4.278
	仙石右近	568.70000	4	11.750	164.265	16.106
	今川刑部大輔	375.67600	1	7.750	120.012	11.806
	大岡主水	343.29200	2	7.000	191.967	18.822
	松平鑑之助	313.79690	1	6.500	74.045	7.260
	真野覚之丞	312.91100	3	6.500	55.485	5.440
	石丸源五郎	311.55200	1	6.500	27.014	2.649
	織田虎之助	237.10000	2	4.750	217.245	21.301
	真野押太郎	225.84290	3	4.500	231.392	22.688
	佐藤駿河守	213.24000	1	4.250	217.378	21.314
	松井近江給知	100.00000	2	2.000	95.000	9.315
	本阿弥七郎右衛門	100.00000	1	2.000	95.000	9.315
	三渕健之助	98.14350	3	2.000	56.106	5.501
	奥山采女	98.38750	3	2.000	61.218	6.002
	石丸猪右衛門	77.06590	1	1.500	114.531	11.230
	竹中万寿	64.80325	3	1.250	108.241	10.613
	中島武八郎	20.80000	1	0.250	185.706	18.214
合計		169,071.83192		993.750	6,628.891	650.001

※「日光御法会国役御割賦御用留」より作成。

の二ほどに減少しており、未納の村が増えていることが窺われる。

5 小括

本章では、慶応元年の家康二五〇回忌法会にかかる国役金について、三井京両替店の御用拝命から江戸送金までの過程を概観した。当初、五年間に分けての徴収が予定されていた国役金は、幕府の倒壊によって上納は二年分、江戸への送金は一年分しかなされなかつたが、それでも幕府倒壊の直前まで村々から国役金の徴収を行うことができていたこと自体は重視してよいと考える。本稿でとりあげた日光法会は、近江国村々にとつて受益となりうる性質のものではないと判断され、家康の祭祀という名目で役を課していったことに、とりわけ注目すべきである。

ただし、そのことをもつて当該期の幕府権力が機能していたと手放しに評価することは許されない。

表3 慶応2年分国役銀上納所領

区分	領主	役高（石）	村数	金（両）	永（文）	永納分代銀（匁）
寅年分	大和郡山藩	32,286.45565	65	135.250	36.249	3.241
	膳所藩	23,629.28100	93	99.000	6.687	0.717
	三河吉田藩	8,430.86100	21	35.250	75.308	8.069
	福知山藩	4,253.22570	38	17.750	71.016	判読不能
	敦賀藩	4,087.74567	14	17.000	127.654	13.678
	西郷新太郎	3,494.35843	7	14.250	141.278	15.138
	三枝宗四郎	3,465.43800	5	14.500	20.152	2.159
	宮川藩	2,447.68849	6	10.250	5.815	0.623
	加賀藩	2,423.90000	3	10.000	156.317	16.749
	前橋藩	1,547.28000	12	6.250	233.121	24.979
	横田権之助	1,170.72530	3	4.750	155.338	16.644
	仙台藩	817.15600	2	3.250	173.884	18.632
	朽木五郎左衛門	668.30000	1	2.750	50.177	5.376
	朽木半之丞	668.30000	1	2.750	50.177	5.326
	渡辺久三郎	492.14840	9	2.000	62.102	6.654
	渡辺鎮之丞	491.17150	9	2.000	58.009	6.215
	降屋勝五郎	385.65500	5	1.500	15.894	12.418
	雀部鍊之進	208.49300	2	0.750	23.235	13.205
「四ヶ年分」	上田鎮次郎	2,686.22977	7	45.000	21.211	2.273
	永井（酒井）肥前守	2,304.68770	10	38.500	126.566	13.562
	土岐若狭守	1,865.94805	3	31.250	23.297	2.496
	根来栄三郎	1,161.55410	5	19.250	217.645	23.321
	木下辰太郎	954.87204	9	16.000	3.655	0.392
	仙石沢兵衛	903.05000	2	18.750	168.898	18.097
	織田主計	529.40000	3	7.000	122.744	13.152
	徳永帶刀	383.50200	3	8.000	34.367	3.682
	松野八郎兵衛	285.18690	3	5.750	224.666	24.073
	戸田肥後守	273.35800	1	5.500	226.850	24.307
	伏屋七之助	251.70884	3	4.000	218.640	23.427
	（空欄）	232.00000	—	3.750	138.320	14.821
	小野鉄次郎	118.63900	2	1.750	238.390	25.543
	高木伊勢守	106.61800	1	1.750	36.918	3.956
	諫訪部龍藏	62.94420	3	8.750	54.945	5.887
	施薬院	18.95800	2	0.250	67.736	7.258
合計		103,106.83974		594.500	3,387.261	364.043

※「日光御法会国役御割賦御用留」より作成。

本章で述べたように、近江国村々への国役金賦課は、十分な計画性をもって行われたものではなかつたし、金銀相場の混乱によって生じた損益は、御用を請け負つた両替商に転嫁することで処理された。こうした限界をもつていては、も同時に目を向けなければならない。次章において、近江国内での徵収の実相を検討することで、より正当な評価を下すことを試みたい。

- (1) 野田浩子「井伊家当主による日光名代御用」（『彦根城博物館研究紀要』一二一、二〇一一）。
- (2) 『御触書天保集成』五五七六。
- (3) 児玉幸多編『日本交通史』（吉川弘文館、一九九一）、二六〇頁など。
- (4) 深井甚三「家宣・家継治下の宿駅・助郷政策と担当吏僚」（『幕藩制下陸上交通の研究』吉川弘文館、一九九四、初出一九八二）、土田良一「朝鮮通信使通行と大名課役」（『近世日本の国家支配と街道』文献出版、二〇〇一）。
- (5) 前掲はじめに註（2）賀川『近世三井経営史の研究』。
- (6) 京都町奉行所の役人については『京都武鑑』下（京都市歴史資料館、二〇〇五）を参照した。
- (7) 繖内の河川普請の枠組みについては、前掲はじめに註（12）村田路人『近世広域支配の研究』に詳しい。
- (8) 『三井家記録文書』（続一）一〇〇。
- (9) 新保博『近世の物価と経済発展』（東洋経済新報社、一九七八）、一七一～一七三頁。
- (10) 前掲はじめに註（1）『三井事業史』本篇一、六二九頁。
- (11) 「御為替留」（『三井家記録文書』（続二）七七〇）。
- (12) 『京都町触集成』13（岩波書店、一九八七）、一二四六。
- (13) 『京都町触集成』13（岩波書店、一九八七）、一二四六。
- 「押切帳」（『三井家記録文書』（続二）七七七乙）。

二 近江国内における国役金徵収の実相

1 国役金賦課の対象地域

本章ではまず、前章で引用した【史料3】を足がかりに、近江国内のうちどのような地域が国役金賦課を免れたのかを確認する。【史料3】傍縁部③によると、免除対象となっているのは宮門跡・堂上公家・朱印寺社領、ほかに前々から理由があつて諸役免除となつてている村、助郷役や渡船・川越などの役儀を担つてている村とされており、当分助郷に指定されている村の場合、一年のうち一〇ヶ月以上助郷役を負担している場合は免除されるとある。この規定からすると、おそらく助郷役を負担している東海道・中山道沿いの村々は、多くが免除対象となつたと考えられる。また、將軍の名代の役儀を藩主直憲が勤めた彦根藩領も賦課対象から外れている。交通量が著増した最幕末期とはいえ、当分助郷がこの規定を満たすことは難しかつたと思われるが、近江国内でも国役金を賦課された地域にはかなりの濃淡があつたことは窺われよう。

このようの基準のもと国役金を賦課された地域のうち、慶応二年・三年に国役金を三井に納入した所領と負担金額をまとめたのが前章で掲出した【表2・3】である。两年ともに、納入した所領は「丑年納之分」と「五ヶ年皆納之分」などというように二分されており、後者はおそらく他の役との重複がなく、五年間にわたつて負担額があらかじめ固定されている所領を書き上げたものと解釈する。たとえば、野洲郡に五ヶ村、神崎郡に八ヶ村を領し、後者のうち最も多くの所領を有した山上藩においても、助郷役が賦課されていた村は含まれておらず、賦課額の変動は生じなかつたものと理解される。

なお、次のような理由から、各年にどの村が国役金を負担したのかを完全に把握することは困難である。まず、三井は「御用留」において所領ごとに国役金の納入を把握しており、この史料から個々の村落まで追うことはできない。加えて、【表2】にある慶応二年から、所領の把握で広く使用される「旧高旧領取調帳」⁽¹⁾に反映された明治初年までの短期間における所領の変動が意外にも少なくなく、とりわけ大津・信濃両代官所管轄の幕領を比定することが難しい。筆者が調査した範囲に限られるが、地方史料においても慶応度は文化度に比べて国役金負担関係史料の残存状況あるいは作成状況に恵まれておらず、個々の村単位での賦課状況の把握は今後の課題とせざるを得ない。

2 納入単位の変動

再び【史料3】をみると、傍線部④によれば、国役金納入後の手続きが次のように指示されている。すなわち、村々は国役金を納めたのち、両替商から発行された請取切手を「地頭限」で揃えて京都町奉行所へ提出し、一紙手形に引き替えることとなっているため、請取切手を受け取ったらすぐにそれぞれの領主へ提出するように、とされている。当初は、(A) 村々から両替商への納入は近隣村々を単位として選出された惣代が行い、(B) 納入後は各村の領主と京都町奉行所との間で手形の提出・交換がなされるという二重構造が予定されていた。一見煩瑣な手続きにみえるが、城付領・飛地領双方を含む藩領、旗本領、幕領が錯綜する近江国内においては、村落同士の地理的な結びつきを重視して納入を行い、かかるのちに所領ごとの把握をするという手順を踏むことに、一定の合理性があつたものと理解しておきたい。

ところが、以上のような納入形態は、早くも慶応二年末に変更される。

一御掛り様より名代江切紙を以申談度儀有之候間、今九ツ時御役所江罷出可申様申来り候ニ付、右刻伝次郎罷出候處、菊地東三郎殿御逢、日光割賦金村々より集納之儀者承知いたし候得者、少々御模様相替り、一地頭一紙之納に相成候は而者於役所御不都合之筋有之候間、御手数二者有之候得共、右様取計可被申附而者取集高地頭毫紙之手形ニ相成候時者永代銀相替り失費三成り候、役所おあて被下方者無之ニ付相談諾否哉申聞候様被仰渡候ニ付、何分相談之上御答申上候段申演、引取申候

京都町奉行所与力の菊地によれば、「少々御模様」が変わり、所領ごとに一紙にまとめて納めるようにならなければ役所において不都合が生じるという。領主ごとのとりまとめは領主自身から京都町奉行所へ報告する形だったものを、三井への納入の時点で領主単位へと一本化するように変更されたものと評価しうる。**【表2・3】**はこのような方式の変更に伴い、三井から京都町奉行所へ所領ごとの納入額を報告する必要性が生じたために作成された史料に依拠したものである。上方地域における既往の研究により、広域的な役賦課に際して、個別領主の枠組みが重要な機能を果たしていくことは、すでに数多く指摘されており⁽²⁾、それ自体は近世を通して構築されてきた方法のつとったものと理解してよいであろう。ただし、慶応二年八月の触で示した方針を同年末に早くも覆したことは、前章でも指摘した慶応の国役金賦課が十分な計画性をもって行われたものではなかつたことを反映しているものと考えられる。

3 膳所藩領における国役金納入

前節でみたような納入形態の変動が起つた背景を検討すべく、三井が担当した範囲のなかでも多くの所領が賦課対象地域に含まれていた膳所藩の事例を紹介したい。膳所藩は、近江国内でも彦根藩に次ぐ約七万石の所領を有した中規

模譜代藩である。膳所藩領の村々は、次の史料にみるように、慶応二年九月一一日に三井のもとへ国役金の納入を行つたようである。

【史料6】

九月十一日

一日光御割賦掛け切紙を以左之通

一高四拾三石四斗八升貳合

（康義、膳所藩主）
本多主膳正領分下城村

（現高島市）

右之通先達而相達候外役金請取可申事

九月十一日

三井三郎助殿

日光割賦掛け

右之通申来候

九月十一日

一本多主膳正様御領分役金何れも一纏二いたし、村方々今日持參いたし候ニ付、兼而相認置候請取手形一ヶ村老枚
ツ、相渡候之処、明年よりハ此方領分丈ヶ一紙請取手形ニいたし呉候之様申聞候事

まず、同日に京都町奉行所の日光割賦掛けから三井へ、膳所藩領高島郡下城村から四三石余に相当する国役金が納入されるので受け取ることが指示されている。「御用留」に下城村以外の村落で同様の記載はみられないが、この時点では八月の触に基づき、個々の村落ごとに納入が行われ、請取切手を引き替えに発行することが予定されていたことや、九月一五日までに設定されていた納入期限に遅れることなく納入が行われたことが窺われる。しかし、以降の記述によれば、膳所藩領の国役金はひとまとめにして納入されたうえ、傍線部のとおり、翌年からは膳所藩領だけは所領単位で一

枚の請取手形にしてほしいとの希望があつたことが判明する。まとまつた所領をもつ膳所藩領村々からすれば、いちいち個々の村落ごとに発給される切手を藩に提出するよりも、はじめから所領単位で一通の手形を発給してもらつた方ははるかに効率的であり、こうした希望が出たのは自然なことであろう。【史料5】の方針転換との直接の関係を示すものではないが、このようなまとまつた所領を持ち、それゆえに上納額も多額になる所領からの願いが、納入形態変更の背景として想定しうるのではないか。さらに「御用留」には、慶応四年（明治元年、一八六八）に発給された次のような史料が貼付されている。

【史料7】

〔貼紙〕
「 覚

日光御法会ニ付国役御割賦丑年上納之内

一金九拾九両永六文六分八厘七毛

本多主膳正御領分

江州栗太郡六拾ヶ八村

淺井郡七ヶ村 上納高

高嶋郡拾八ヶ村

右国役金去卯九月廿八日上納ニ付受取之手前預り書差出置候、然ルニ御割賦掛り且御差団ニ付丑年分外御領分与不残一纏ニいたし、卯十月廿二日并十二月十三日兩度ニ皆納、御請取書申請置候間、前書手前印形之手形者最早上納済ニ付為念添書申所如件

慶応四年辰閏四月

三井三郎助屋敷印

江州膳所中ノ庄村和田松右衛門殿
(現大津市)

此書付松右衛門入來頼ニ付認遣ス、閏四月廿五日出ス」

この史料によれば、まず慶応元年分の国役金九九両、永六・六八七文は同三年（二年の誤りか）九月二八日に三井から上納された。次に、【史料5】にみたような日光割賦掛からの指示により、慶応元年分以外は所領単位でひとまとめにして皆納したことが記され、慶応二年分以降に納入形態が変更されたことが裏づけられる。さらにこの史料で注意すべきは宛所の和田松右衛門という人物が、膳所城近隣の滋賀郡中之庄村の者であることである。滋賀郡は三井が担当した範囲から外れており、その村の人物が三井のもとへ到来し、この史料を発給したという事実をどのように評価すべきであろうか。近江国内に賦課された国役金を三井・嶋本が分担して上納することとなっていたが、慶応二年末以降の方針転換により、膳所藩領のように賦課対象の所領が多く、三井・嶋本双方の担当範囲にまたがっていた場合には、所領単位でまとめられた国役金が、当初定められた分担範囲を超えて、三井のもとへ納入されたことを示唆するものと考える。

4 小括

断片的な事実と推測を提示するにとどまつたが、本章で論じたところからは、慶応元年の日光法会にかかる国役金は、当初近江国村々から個別に納入される方針だったものが、慶応二年分からは所領単位での納入へと方針の転換がみられたこと、その背景には膳所藩領のようにまとめた所領を持つ藩領村々からの要求があつたと推測され、方針転換後は三井・嶋本の分担の別を越えて、膳所藩領単位で納入された可能性もあることなどを示した。ただし、膳所藩領の対極に位置する、一村から三村程度にしか役が賦課されなかつた所領においては、このような方針転換はかえつて煩雑さを

生むものであり、慶応元年分の方法で納入を続けた地域もあったのではないかと想定している。

前章で述べたように、近江国村々からの納入は二年分、江戸への送金は一年分しか行われなかつた。十分な計画を練つて国役金の賦課がなされたわけではなかつたという事情も手伝つて、納入の方法は本章で述べた二つのパターンがともに存在しながら、どちらかへ収斂することなく幕府の倒壊を迎えたと考へる。別稿による検討から得た視角によるならば、筆者は幕府としては定められた額の国役金が上納されれば、そのプロセスには過度に介入しないのが基本姿勢であつたと理解しており、当該期の緊迫する政治状況が確実な納入を求める方向に作用することはあつても、納入過程の限定や介入へと向かわせることはなかつたと考えられよう。

(1) 『旧高旧領取調帳』近畿編（近藤出版社、一九七五）。

(2) 前掲はじめに註（12）村田『近世広域支配の研究』、同『近世畿内近国支配論』（培文房、二〇一九）など。

(3) 筆者は、松浦智博「近世柏原宿における橋梁維持管理体制」（『交通史研究』一〇二、二〇二三）、前掲はじめに註

(7) 「近世後期の助郷役と個別領主」などの成果をもとに、近世宿駅支配においては、幕府道中奉行は人馬継立が円滑に行われさえすれば、個々の地域における手法にまでは介入しないとの視点に立つてゐる。

おわりに

本稿で明らかにしえたことをまず摘記しておこう。慶応元年に挙行された徳川家康二五〇回忌法会にかかる費用は、文化の二〇〇回忌法会時の方針を踏襲し、関東と尾張国を除く東海道・中山道沿い諸国に国役金として賦課され、近江

国の事例についてみる限り、慶応二年から五年間にわたって徵収することが計画されていた。近江国六郡における国役金上納は三井京両替店が請け負い、上納は二年分、江戸御金蔵への送金は一年分のみ行われた。事前に十分な計画をもって実施されたものではなく、貨幣相場の混乱を両替商に転嫁するなど、両替商の力に拠るところはあつたにせよ、幕府は倒壊寸前まで家康の法会にかかる負担を村々に課すことができていた。「御用留」の記述は慶応三年末までであり、この頃から三井はこれも近世以来請け負ってきた禁裏御用を背景に、新政府との関係を深めるとされている。⁽¹⁾冒頭でも触れたように、当該期特有の政治情勢下で三井が請け負った諸種の御用を検討し、御用請負と経営との関係を追究することを今後の課題として挙げておきたい。

村々に賦課された国役金の納入は、膳所藩領のように所領ごとの一括納入を志向する地域と、近隣村々が所領関係を越えて惣代を出して納入する地域との二パターンが併存していたと考えられる。いずれの形態をとるかは各地域の所領関係に規定されて選択され、幕府京都町奉行所は確実な上納を優先して深く介入しなかつたと理解する。こうした納入形態の差違は、これ以前の国役金負担を前提として形成されたものと考えられるが、攝河泉と異なり近江国では国役金賦課に関する研究蓄積自体が多くない。他の事例の分析を行うことで、本稿で取り扱った事例の位置づけもよりクリアになると想定され、この点も今後の課題としておきたい。

冒頭で述べた筆者の研究史理解、およびこれまでの筆者の研究成果を踏まえれば、日光法会にかかる国役金賦課は徳川将軍家を頂点とした秩序を前提としてなされるものであり、地域的にも近江国村々に利益をもたらすような性質のものではないと考えられる。行われているのは金銭の納入にほかならず、幕末期に至っても一定程度は実際の人足提供が求められた助郷役などとは役の性質が異なる。⁽²⁾研究史を顧みれば、かつて大島真理夫が、水本邦彦と久留島浩の研究を整理するなかで、所領ごとに基軸となる役がどのような系統に属するかと、村落社会構造との関係について地域類型を

示していることが想起される⁽³⁾。本稿で事例とした日光法会国役金は貨幣への転化が容易な性質のものであり、そうであるからこそ両替商による媒介が可能となつた面もあるのではないか。繰り返しになるが、三井が請け負つた他の国役金御用の個別分析も踏まえ、近世日本における役の特質と大規模資本との関係を明らかにすることが求められよう。

- (1) 村和明「戊辰戦争の戦費と三井」（奈倉哲三・保谷徹・箱石大編『戊辰戦争の新視点 下 軍事・民衆』吉川弘文館、一〇一八）、同『三井からみた慶応三・四年』（明治維新史研究』一七、一〇一九）。
- (2) 助郷役については矢澤洋子「幕末期における助郷人足役について」（『交通史研究』六、一九八一）、前掲はじめに註（7）松浦智博「近世後期の助郷役と個別領主」参照。
- (3) 大島真理夫「近世農民支配の諸類型と家族・共同体」（『近世農民支配と家族・共同体』御茶の水書房、一九九一、初出一九八八）。